

○福島市公告式条例

昭和25年8月28日条例第25号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

名称	位置
福島市役所掲示場	福島市五老内町3番1号

(条例の施行日)

第3条 条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。ただし、条例をもつて特に施行日を定めたときは、この限りでない。

(規則に関する準用)

第4条 前2条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第5条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。

(その他の規則及び規程の公表)

第6条 第2条及び第3条の規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」とそれぞれ読み替えるものとする。